



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株 式 会 社 イ ト ー キ
代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗
(コード番号：7972 東証第1部)
問合せ先 総 務 部 長 風巻 成秀
(TEL 03-5543-1711)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）（以下「対象取締役等」といいます。）を対象に、株主の皆様との一層の価値共有を進め、取締役に関しては当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役等に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は、平成 13 年 3 月 29 日開催の第 51 回定時株主総会において月額 25 百万円以内（うち社外取締役分は月額 3 百万円以内）とご承認をいただいております。また、固定報酬額とは別枠の変動報酬枠として、平成 25 年 3 月 27 日開催の第 63 回定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の 10%以内（うち社外取締役分は年額 10 百万円以内）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。また、当社の監査役の報酬額は、平成 25 年 3 月 27 日開催の第 63 回定時株主総会において、月額 10 百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の監査役に対して、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役等は、当社の取締役会決議に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 120 百万円以内（うち社外取締役分は年額 5 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 10 百万円以内（うち社外監査役分は年額 2 百万円以内）といた

します。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、取締役に対しては年 179,000 株以内、監査役に対しては年 15,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止することなどをその内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上